

令和8年度上山市空家等家財類等処分費補助金

空き家バンク又は住み替えバンク登録物件の家財道具の処分、清掃その他これらに類する事業にかかる費用を補助します。(最大10万円)

1. 支給額

補助対象経費(消費税含む。)の2分の1、上限10万円
(千円未満の端数は、切り捨て)

2. 補助対象者(次のいずれにも該当する必要があります。)

- 上山市空き家バンク又は住み替えバンクに登録をしている方
- 補助金交付の申請を行った年度の3月末日までに実績報告書を提出することができる方
- 市税等の滞納がない方
- 家財類等処分を事業者へ委託して行う方

3. 補助対象経費

- 使用されず、残置された状態の家財道具等の搬出及び処分
 - 清掃
 - 樹木の伐採又は除草、草刈等
 - その他市長が必要と認める作業
- ※市長が不相当と認める経費は、補助対象経費としない

4. 補助金は、1つの登録物件に対し、1回限り交付するものとする

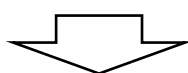


補助金交付の流れ(詳しくはご相談ください。)

1. 交付申請

- 上山市空家等家財類等処分費補助金交付申請書(様式第1号)
- 見積書の写し(施工者押印のもの)
- 現況写真
- 令和7年度納税証明書
- 通帳の写し(申請者が口座名義人のもの)
- (★)位置図
- (★)建物土地の登記簿謄本の写し
- (★)空き家バンク又は住み替えバンクへの登録予定証明書
- その他市長が必要と認める書類

※空き家バンク又は住み替えバンク登録物件については(★)は除く



交付決定が通知されます。

交付決定後に事業実施願います。

2. 実績報告

- 上山市空家等家財類等処分費補助金実績報告書(様式第5号)
- 補助対象事業に係る領収書の写し
- 補助対象事業に係る写真で、実施前後の比較ができるもの
- (★)空き家バンク又は住み替えバンク登録新規決定通知書の写し
- その他市長が必要と認める書類

※空き家バンク又は住み替えバンク登録物件については(★)は除く

3. 補助金の請求

- 上山市空家等家財類等処分費補助金請求書(様式第7号)

決定通知後に申請内容を変更又は中止する場合(補助金額に変更が生じる場合)

- 上山市空家等家財類等処分費補助金交付変更(中止)承認申請書(様式第3号)
- 変更後の見積書の写し
- その他市長が必要と認める書類